

貝塚市地籍調査事業業務委託共通仕様書

貝 塚 市

貝塚市地籍調査事業業務委託共通仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、貝塚市（以下「甲」という。）が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業について定めるものとし、作業内容、成果品等については別冊特記仕様書に定めるものとする。

(作業規程)

第2条 本業務の実施に際しては、本仕様書、特記仕様書及び契約書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (5) 同運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (7) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (8) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年4月1日付け国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (10) 同細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (11) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量（解説）準則改定版（平成28年4月25日版国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (12) 国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）
- (13) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (14) 貝塚市契約規則（平成19年規則第9号）
- (15) 貝塚市情報公開条例（平成9年条例第31号）
- (16) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）
- (17) 貝塚市暴力団排除条例施行規則（平成24年貝塚市規則第18号）
- (18) 不動産登記法等関連法規
- (19) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年国土交通省 土地・建設産業局）
- (20) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成29年国土交通省 土地・建設産業局地籍整備課）
- (21) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (22) その他関係法令及び通達

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後14日以内に次の書類を甲に提出しなければならないものとする。

- (1) 各工程別作業実施計画書

- (2) 着手届
 - (3) 工程表
 - (4) 主任技術者届、現場代理人届及び照査技術者届
 - (5) 主任技術者及び現場代理人の技術者経歴書（資格の証明書を添付）
 - (6) その他甲の指示する書類
- 2 変更契約を締結したときは、速やかに実施計画書（変更）及び工程表（変更）を提出しなければならないものとする。
- 3 実施計画書には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機械器具
 - (10) その他
- (主任技術者等)

第4条 乙は、主任技術者、現場代理人及び照査技術者を選任するものとする。

- 2 主任技術者及び照査技術者は、高度な技術と十分な実務経験を有するものであって、次の各号の資格を有する者とする。
- (1) 主任技術者 地籍総合技術監理者
 - (2) 照査技術者 測量士、地籍工程管理士及び地籍調査管理技術者
- 3 主任技術者は、業務全般の管理及び統括、作業現場の運営、取締り等を行うものとする。
- 4 現場代理人は、主任技術者が行う作業現場の運営、取締り等の補佐を行うものとする。
- 5 照査技術者は、成果の社内検査を行い、必要に応じて助言を行うものとする。
- 6 主任技術者と照査技術者は、兼任してはならないものとする。
- 7 乙は、一筆地調査作業に従事する際、主任技術者又は現場代理人を常時現場に配置するものとする。
- 8 乙は、測量作業に従事する際、測量士の資格を有する者を常時現場に1名以上配置するものとする。

(関係官公署との調整)

第5条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要なときは、甲の指示を受け対応するものとする。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施する上で必要な資料等（甲以外の第三者が管理する資料等を含む。）は、書面による申請の上、甲が主任技術者に貸与する。

- 2 主任技術者は、本業務の遂行上、貸与資料等の複製が必要なときは甲の承諾を得て行わなければならない。
- 3 主任技術者は、前二項に規定する貸与資料及び複製資料等（以降、「貸与資料等」という。）に

ついて、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故がないよう取扱うとともに、本業務の完了後又は必要がなくなったときは、甲の照合を受け速やかに返却しなければならない。

4 甲が貸与資料等の返却を求めた場合は、乙は速やかに返却しなければならない。

(守秘義務等)

第7条 乙は、本業務の遂行上知り得た事項（個人情報含む。）については、本契約期間中及び終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2 乙は、貸与資料等を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期さなければならない。

3 乙は、業務上収集した情報を複写、加工、外部への持出し又は目的外に使用する場合は、甲の許可を得なければならない。

4 乙は、個人情報の適切な保護と安全対策のため、プライバシーマーク（Pマーク）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO/IEC27001）の認証を取得している者でなければならない。

(個人情報の取扱)

第8条 本業務の遂行にあたっての個人情報の取扱いについては、別途「個人情報取扱特記事項」によるものとする。また、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、甲の判断により公表を行うことがあるものとする。

(身分証明書及び土地立入)

第9条 乙は、本業務の実施に当たり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分を示す証票（以下「身分証明書」という。）を常時携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

2 乙は、業務を遂行するにあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返却しなければならない。

(紛争の回避)

第10条 乙は、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、本業務を誠実に実施するため、契約後に、甲と協議し、対応マニュアルを作成するものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、次に掲げる事項に留意し、本業務を実施しなければならない。

(1) 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公署と十分な打ち合わせを行った上で実施するものとする。

(2) 本業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因経過、事故による被害の内容等について、速やかに甲に報告すること。

(工程管理)

第12条 乙は、関係法令等に基づき工程管理を実施するものとし、完了時にその成果品を甲に提出するものとする。

2 乙は、主任技術者に各工程の自社点検を徹底させなければならない。

(協議及び報告等)

第13条 乙は、各工程の作業内容、作業手法等を甲と協議した場合は、その内容を作業打合せ記録簿等に記録し甲に提出するものとする。

2 乙は、毎月の業務の進捗状況を報告書として作成し、翌月5日までに甲へ提出するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、乙は業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、甲の定めた期日までに当該資料を提出しなければならない。

(使用機械器具)

第 14 条 乙は、本業務に使用する測量機械器具について、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書の写真の写しを契約締結後 14 日以内に甲に提出しなければならない。

(成果品の検査・納品)

第 15 条 乙は、本業務の成果品の検査時（実施者検査及び認証者検査）に主任技術者が立ち会いのうち、各工程又は業務完了後、工程管理及び検査の要目一覧表に規定された検査の要目について、その記録及び成果の全数又は抽出により実施される検査を受けなければならない。

2 成果品の納入場所は、貝塚市都市整備部用地課とする。

3 乙は、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、これを速やかに修正し再検査を受けなければならない。

(成果品の帰属)

第 16 条 本業務で使用された資料、成果品等は、全て甲に帰属し、乙は甲の許可無しに使用、複製、流用及び譲渡してはならない。

(業務の完了)

第 17 条 本業務は、乙が甲に対して、成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、第 14 条第 1 項に規定する検査に合格した時をもって完了とする。

(成果品の契約不適合責任)

第 18 条 乙は、業務の完了後においても、国土調査法第 19 条第 2 項による成果の認証が終了するまでの間、契約の内容に適合しないと判断される事項については、正当な成果品と認められるまで、乙の責任において、訂正、再測量等を実施しなければならない。

(委託期間後の協力)

第 19 条 次年度以降、本業務の続きとなる地籍調査業務を、他社が実施することとなった場合、必要ある引継事項について、乙は協力するものとする。

2 本事業は、大阪府検査及び会計検査院検査を経る必要があるため、甲が検査を受ける場合は、委託期間後であっても乙は協力するものとする。

(損害の賠償)

第 20 条 乙は、業務遂行中、甲及び第三者に損害を与えたときは、直ちに甲にその状況、内容等を連絡し、甲の指示に従い処理しなければならない。この場合において、当該損害が乙の責めに帰する場合は、損害賠償の責めは乙が負うものとする。

(一括再委託の禁止)

第 21 条 乙は、業務の全部若しくは本仕様書において主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(疑義)

第 22 条 本仕様書、特記仕様書及び契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうち、定めるものとする。